

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年8月3日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年8月21日から同年9月10日まで縦覧に供する。

平成19年8月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒木地区	〃
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 西横田地区	高松市産業部土地改良課